

第24回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成30年6月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ
ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム[Room15]

議案 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

平成30年6月26日（火曜日）午後6時30分まで



株式会社 旅工房

証券コード：6548

証券コード 6548
平成30年6月12日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャイン60・46階

株式会社旅工房

代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム [Room 15]

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項

1. 第24期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以上

◆インターネット開示のご案内

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabikobo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabikobo.com/>）に掲載させていただきます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出産業を中心に企業業績が堅調に推移していることと雇用・所得環境の改善が見られることから、緩やかな回復基調で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループでは、当社の東京証券取引所マザーズへの上場を記念した感謝セールを皮切りに、夏休み特集、ハロウィンキャンペーン、年末年始セール、卒業旅行特集といった時期に応じた各種キャンペーンを実施したほか、当連結会計年度は航空会社、政府観光局、他業種とのタイアップをさらに強化し、回復傾向にある個人旅行需要の取込みに努めました。また、旅行需要の喚起を図るため、人気インスタグラマーとのコラボレーション企画やSNSを活用したキャンペーンの実施によりSNS上でのフォロワー数を着実に増加させたほか、大手旅行代理店が企画するJRや新幹線と宿泊をセットにした国内旅行商品の提供や世界各国のクルーズツアーの本格販売の開始等、顧客基盤の拡大にも努めました。さらに、法人営業の体制強化にも引き続き取り組み、企業や団体のお客様向けの業務渡航や団体旅行需要のほか、訪日外国人によるインバウンド旅行の需要獲得にも努めました。

一方で、ハワイ、バリ島、グアム等のビーチ方面につきましては、競合他社との価格競争のほか北朝鮮情勢やバリ島の噴火による渡航者減少の影響を受けたことにより、前年を下回る結果となりました。これに対し、アメリカ欧州方面につきましては、回復傾向にある旅行需要を着実に取り込むことで前年を上回る水準で推移しました。また、企業の業務渡航や団体旅行の取扱いにつきましては、お客様のニーズに応えるため組織面及び人員面から営業体制を強化したことが功を奏し、好調に推移しました。

しかしながら、利益面につきましては、売上総利益は前年同期を上回ったものの、将来の収益拡大に備えて人員を増強したことによる人件費増加と積極的な広告出稿による広告宣伝費の増加等から、販売費及び一般管理費が前年同期に比べて増加いたしました。

以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりです。

	前期	当期	増減額	増減率 (%)
売上高 (千円)	22,526,272	24,257,620	1,731,347	7.7
営業利益 (千円)	313,741	81,974	△231,767	△73.9
経常利益 (千円)	300,443	69,636	△230,807	△76.8
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	192,091	39,028	△153,063	△79.7

なおセグメントの業績については、当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

② 資金調達の状況

当社は、平成29年4月18日に東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。当該上場に伴う公募増資により567,180千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）により105,873千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の主な設備投資として、当社事業運営を行うためのソフトウェア開発に伴い、総額69,395千円の投資を実施いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第21期 平成27年3月期	第22期 平成28年3月期	第23期 平成29年3月期	第24期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売上高 (千円)	20,837,936	21,697,624	22,526,272	24,257,620
経常利益 (千円)	122,300	226,681	300,443	69,636
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	92,600	135,326	192,091	39,028
1株当たり当期純利益 (円)	25.72	37.59	53.36	8.53
総資産 (千円)	2,818,828	2,777,072	2,850,886	4,178,717
純資産 (千円)	164,898	268,072	474,531	1,193,712
1株当たり純資産額 (円)	45.81	74.46	131.81	255.72

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第23期以前は連結財務諸表規則に基づいて作成をした各数値を記載しております。

2. 当社は、平成28年2月16日付で普通株式1株につき10株の割合で、平成28年12月10日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成29年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、第21期（平成27年3月期）の期首に当該分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
ALOHA 7, INC.	102,500米ドル	100%	米国における主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	68,280万ベトナムドン	100%	ベトナムにおける主に現地企業向けのコンサルティング事業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社であります。

(4) 対処すべき課題

今後、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。一方で、東京オリンピックの開催や海外からの訪日客の増大によって、海外から国内へのいわゆるインバウンド市場の成長が期待されるほか、ASEAN諸国をはじめとする新興国の経済発展に伴って日本国外における旅行需要の増大が見込まれております。さらには、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、いままでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような状況の中、当社は以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

旅行会社における商品企画力は、製造業における研究開発と同様、お客様に対して価値を提供するための重要な能力です。旅行市場が右肩上がりに成長している間は、航空券や宿泊施設を大量で安価に仕入れ数多く手配する能力が競争における主要な差別化の要素でしたが、今後、オンライン化が進み事業者の旅行の手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社は、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取組みを強化して、企画力の向上を図っていきます。

(トラベル・コンシェルジュ教育)

オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社の特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えており、高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社の課題であると認識しております。

当社では、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を専門に行う「教育セクション」を設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客

力・対応力向上に努めております。また、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、「トラベル・コンシェルジュ」として必要な知識のみならず、より実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。これらの活動を通じて、オンライン完結型では困難な「人の温かみ」と「柔軟性」、すなわち人間によるヒアリングや旅行提案という価値をさらに高めていくために、「トラベル・コンシェルジュ」の教育の強化を進めていきます。

(システム強化)

株式会社JTB総合研究所の調査によれば、旅行申込みのうちインターネットが占める割合は年々増加し、平成28年は62.9%と過去最高を更新しております（平成29年7月株式会社JTB総合研究所「JTB REPORT 2017」）。スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。

当社での旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社の対象マーケットは拡大し、当社の今後の成長に寄与することが見込まれます。当社では、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワークサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社では今後のマーケティングの進化を課題と位置づけ、従来手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索してまいります。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社の認知度はまだまだ低いものと思われれます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社の認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えています。当社のブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

今後、国内の人口減少が進む一方で、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加が見込まれています。かかる環境の変化をみすえて、当社では訪日外国人のインバウンド旅行対応強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けております。

当社では訪日外国人のインバウンド旅行事業をすでに進めており、また成長著しいASEAN市場の旅行需要に対応すべく、先行地域としてインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦略拠点となる現地法人をベトナムに設立しております。今後も、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得のため、東南アジアの新興国を中心に海外における販売拠点を設けて、現地での旅行市場の開拓を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。また、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

当社は、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

(個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプションツアー、海外旅行保険等の手配を行っています。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

①インターネットでの顧客獲得

当社では、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

②「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社ではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、①個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、②自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社では、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社ではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

③24時間対応のオンライン予約システム

当社は、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオンライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となり、曜日や時間を問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

④方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等の方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

当社ではこれら方面別の組織を「セクション」という組織単位で呼称しており、当社の個人旅行事業に係る各事業年度末日時点のセクション数の推移は、以下のとおりとなります。

方面	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
アジア	7	7	7	6	5
ビーチ	8	9	9	11	11
アメリカ欧州	8	8	11	11	10
その他	3	3	3	5	5
合計	26	27	30	33	31

(注) ビーチ方面とは、ハワイ、バリ島、グアム等のアジア太平洋地域のビーチリゾートエリアをいいます。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っています。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っています。現在は、海外の企業や団体等による業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりとなります。

	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
個人旅行事業 (千円)	15,426,929	17,719,934	17,750,310	17,466,406	17,732,877
法人旅行事業 (千円)	3,134,900	3,593,707	3,904,111	4,361,379	5,590,042
インバウンド旅行事業 (千円)	22,600	345,903	457,282	660,805	847,198
合計 (千円)	18,584,430	21,659,545	22,111,704	22,488,591	24,170,117

(6) 主要な事業所等 (平成30年3月31日現在)

名 称	所在地
本 社	東京都豊島区
札幌支店	北海道札幌市中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡支店	福岡県福岡市中央区

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
323名	—

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。
 2. 第24期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	25名増	30.3歳	4年2ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。なお、他社から当社への出向者はございません。
 2. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・インターン及び派遣社員）は含まれておりません。
 3. 従業員増加の主な理由は、業務の拡大に伴い新卒採用を実施したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年4月18日に東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。

2. 株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,667,961株（自己株式39株を除く。）
 (3) 当事業年度末の株主数 1,984名

(4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
高山泰仁	2,547,200	54.57
株式会社アドベンチャー	231,900	4.97
坂井直樹	200,000	4.28
野口孝寿	143,600	3.08
葛野悦子	40,000	0.86
川尻郁夫	40,000	0.86
中野清花	40,000	0.86
戸田輝	40,000	0.86
太田耕一郎	40,000	0.86
前澤弘基	40,000	0.86
船渡川崇	40,000	0.86

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式（39株）を控除して算出しております。
 2. 平成30年4月4日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、平成30年3月29日現在で株式会社アドベンチャーが251,400株（保有割合5.39%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、平成30年3月31日現在で確認できたものを上表に記載しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①平成29年4月17日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数450,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ283,590千円増加しております。
- ②平成29年5月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数が84,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ52,936千円増加しております。
- ③平成29年10月1日付で1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が2,334,000株増加しております。
- ④平成29年10月1日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年10月1日をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を7,000,000株増加し14,000,000株としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議の日	平成28年2月17日
新株予約権の数(個)	900
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54(注)1
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54(注)1 資本組入額 27(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2

役員の 保有状況	新株予約権の数		目的となる株式の種類及び数(注)1		保有者数
	取締役 (社外取締役を除く)	440個	普通株式	44,000株	6名
	社外取締役	20個	普通株式	4,000株	1名
	監査役	20個	普通株式	4,000株	1名

(注) 1. 平成29年8月10日開催の取締役会決議により、平成29年10月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下(i)から(iii)までの期間ごとに、以下(i)から(iii)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(i) 株式公開日と平成30年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。

-
- (ii) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
- (iii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から平成38年2月7日までは、割当数から前(i)及び(ii)で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 取締役のうち1名が保有している新株予約権は、当該取締役が取締役に就任する前に付与されたものであります。
- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	高山 泰 仁	学校法人恭敬学園 理事
取 締 役	雨 宮 孝 介	法人営業本部管掌 執行役員法人営業本部長
取 締 役	葛 野 悦 子	レジャー部門管掌 執行役員レジャー統括本部長
取 締 役	前 田 宣 彦	執行役員コーポレート本部長
取 締 役	河 合 洋	執行役員人事戦略及びオンライン戦略担当 株式会社つなぐ研究所 代表取締役
取 締 役	戸 田 輝	株式会社ヴィアッジオ 代表取締役社長
取 締 役	國 重 惇 史	株式会社シーアンドイー 取締役会長
取 締 役	中 尾 隆一郎	株式会社リクルートホールディングス リクルートワークス 研究所 副所長
常勤監査役	菊 池 直 俊	菊池公認会計士事務所 代表 株式会社Doktor 社外監査役
監 査 役	川 合 弘 毅	特定非営利活動法人クロスフィールズ 監事 やまと監査法人社員 加和太建設株式会社 取締役 Dely株式会社 監査役 gooddaysホールディングス株式会社 社外監査役
監 査 役	志 村 直 子	西村あさひ法律事務所 パートナー

(注) 1. 担当及び重要な兼職の異動の状況について

- (1) 取締役中尾隆一郎氏は、平成30年3月31日をもって株式会社リクルートホールディングス リクルートワークス研究所副所長を退任し、平成30年4月1日に株式会社FIXER執行役員副社長に就任しております。
- (2) 取締役河合洋氏は、平成30年4月1日に執行役員を退任し使用人兼務役員から担当なしとなりました。
2. 取締役國重惇史氏及び中尾隆一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役菊池直俊氏、川合弘毅氏及び志村直子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役菊池直俊氏及び川合弘毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、社外取締役全員と社外監査役全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
- (1) 取締役中尾隆一郎氏は、平成29年6月28日開催の第23回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - (2) 取締役雨宮孝介氏は、平成29年6月28日開催の臨時取締役会において、新たに執行役員法人営業本部長に選任され、就任いたしました。
 - (3) 取締役河合洋氏は、平成29年6月28日開催の臨時取締役会において、新たに執行役員人事戦略及びオンライン戦略担当に選任され、就任いたしました。
 - (4) 取締役葛野悦子氏は、平成29年9月20日開催の定時取締役会において、新たに執行役員レジヤール統括本部長に選任され、就任いたしました。
7. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役雨宮孝介氏、葛野悦子氏、河合洋氏、及び前田宣彦氏は執行役員を兼務しております。平成30年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

職名	氏名
執行役員内部監査室長	潮田和則
執行役員第1営業本部長	前澤弘基
執行役員第2営業本部長	多田清花
執行役員第3営業本部長	山田有香
執行役員 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd. 社長	中川靖之

8. 平成30年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	職名	
	変更前	変更後
雨宮孝介	取締役執行役員法人営業本部長	取締役執行役員第2法人営業本部長
石野敏明	統括マネージャ	執行役員第1法人営業本部長
岩田静絵	統括マネージャ	執行役員
山田有香	執行役員第3営業本部長	執行役員第2営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役國重惇史氏、社外取締役中尾隆一郎氏、取締役戸田輝氏及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、会社法第423条第1項に基づき、取締役河合洋氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結してはりましたが、平成29年6月28日の臨時取締役会にて取締役河合洋氏が業務執行取締役に就任したため、会社法第427条第2項に基づき同日をもって当該責任限定契約は失効しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	56,730 (5,850)	56,730 (5,850)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）に対する使用人分給与として27,780千円支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。
3. 取締役の報酬額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、平成27年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。
4. 監査役の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成27年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額300,000千円以内の範囲で、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	國重 惇史	株式会社シーアンドイー	取締役会長	当社と株式会社シーアンドイーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	中尾隆一郎	株式会社リクルートホールディングス	リクルートワークス研究所副所長	当社と株式会社リクルートホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	菊池 直俊	菊池公認会計士事務所	代表	当社と菊池公認会計士事務所及び株式会社Doktorとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社Doktor	社外監査役	
監査役	川合 弘毅	特定非営利活動法人クロスフィールズ	監事	当社と特定非営利活動法人クロスフィールズ、やまと監査法人、加和太建設株式会社、Dely株式会社及びgooddaysホールディングス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		やまと監査法人	社員	
		加和太建設株式会社	取締役	
		Dely株式会社	監査役	
監査役	志村 直子	gooddaysホールディングス株式会社	社外監査役	当社は西村あさひ法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。
		西村あさひ法律事務所	パートナー	

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況及び発言状況
國重 惇史	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会20回中16回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、当社の経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
中尾隆一郎	社外取締役	平成29年6月28日の就任後、15回開催した取締役会のうち14回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
菊池 直俊	社外監査役	当事業年度に開催された20回の取締役会と12回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、会計と内部統制の観点を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
川合 弘毅	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には20回中18回、また監査役会には12回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、会計と内部統制の観点を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
志村 直子	社外監査役	当事業年度に開催された20回の取締役会と12回の監査役会のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、特にコーポレート・ガバナンス及び法令遵守の観点で当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,215千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,715千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画における監査時間や人員配置などの内容、従前の事業年度における監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b. コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c. 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d. 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e. 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f. 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b. リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c. 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b. 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

⑤当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c. 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。

- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
- b. 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事（人事評価・異動等）について、監査役の同意を得るものとしします。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとしします。
- b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
- b. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
- c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとしします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記体制に基づく内部統制システムの整備について、内部監査室により点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社の役職員が通報・相談できる窓口を設置し、社内イントラネットへの掲示により役職員への周知を図っております。また、通報・相談によって、社内に不利益な処遇を受けることがないことを「内部通報制度運用規程」で定めております。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が、年間計画に基づき当社各部門及び当社関係会社について監査を行い、代表取締役社長への報告を実施しました。

② リスクマネジメントに関する取り組み

- ・当社のリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」について、社内イントラネットへの掲示等により役職員への周知を図っております。
- ・当社のリスク抽出及びその対応策についてリスク管理委員会で審議の上、重点的に取り組むべき課題及び対応策について検討いたしました。またその対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。

③ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

- ・当事業年度は当社取締役会を20回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、コーポレート・ガバナンス体制及び当社グループの業績に大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
- ・当事業年度は当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び重要な使用人が参加する役員会を10回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議して機動的な決定を実施しました。

④ 関係会社管理

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要事項について、当社子会社により報告を受けております。
- ・取締役会において当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。

⑤ 監査役監査体制

- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
- ・監査役は、当社の内部監査室及び監査法人と定期的に情報共有会を開催するほか、当社取締役から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,597,978	流動負債	2,912,363
現金及び預金	2,163,373	買掛金	456,119
受取手形及び売掛金	459,952	リース債務	14,376
割賦売掛金	105,034	未払法人税等	39,830
旅行前払金	686,010	旅行前受金	2,087,248
繰延税金資産	38,642	賞与引当金	103,765
その他	145,598	その他	211,023
貸倒引当金	△ 632	固定負債	72,641
固定資産	580,738	リース債務	5,503
有形固定資産	86,855	資産除去債務	28,893
建物附属設備	56,839	その他	38,244
車両運搬具	3,591	負債合計	2,985,005
リース資産	18,223	(純資産の部)	
その他	8,201	株主資本	1,178,925
無形固定資産	126,612	資本金	426,526
投資その他の資産	367,269	資本剰余金	336,526
長期貸付金	4,876	利益剰余金	415,907
繰延税金資産	8,663	自己株式	△36
差入保証金	179,518	その他の包括利益累計額	14,787
その他	179,088	繰延ヘッジ損益	△655
貸倒引当金	△4,876	為替換算調整勘定	15,442
資産合計	4,178,717	純資産合計	1,193,712
		負債純資産合計	4,178,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		24,257,620
売上原価		21,010,640
売上総利益		3,246,979
販売費及び一般管理費		3,165,005
営業利益		81,974
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	4	
受取補償金	1,910	
助成金収入	500	
受取手数料	864	
その他	619	3,934
営業外費用		
支払利息	600	
支払保証料	2,475	
為替差損	552	
株式交付費	4,021	
支払手数料	7,862	
その他	760	16,272
経常利益		69,636
特別損失		
減損損失	4,540	4,540
税金等調整前当期純利益		65,095
法人税、住民税及び事業税	44,033	
法人税等調整額	△17,966	26,067
当期純利益		39,028
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		39,028

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	90,000	—	376,879	—	466,879
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	336,526	336,526	—	—	673,053
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	39,028	—	39,028
自己株式の取得	—	—	—	△36	△36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	336,526	336,526	39,028	△36	712,045
平成30年3月31日残高	426,526	336,526	415,907	△36	1,178,925

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年4月1日残高	△11,345	18,997	7,652	474,531
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	673,053
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	39,028
自己株式の取得	—	—	—	△36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	10,689	△3,554	7,134	7,134
連結会計年度中の変動額合計	10,689	△3,554	7,134	719,180
平成30年3月31日残高	△655	15,442	14,787	1,193,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,554,700	流動負債	2,919,767
現金及び預金	2,130,645	買掛金	468,978
受取手形	2,000	リース債務	14,376
売掛金	453,578	未払金	90,847
割賦売掛金	105,034	未払費用	56,835
旅行前払金	685,446	未払法人税等	38,990
前払費用	60,218	旅行前受金	2,087,090
繰延税金資産	38,642	預り金	52,816
その他	79,767	賞与引当金	103,765
貸倒引当金	△632	その他	6,066
固定資産	564,842	固定負債	72,529
有形固定資産	86,528	リース債務	5,503
建物附属設備	56,839	資産除去債務	28,893
車両運搬具	3,591	その他	38,132
工具、器具及び備品	8,167	負債合計	2,992,296
リース資産	17,930	(純資産の部)	
無形固定資産	125,913	株主資本	1,127,901
ソフトウェア	73,338	資本金	426,526
ソフトウェア仮勘定	52,575	資本剰余金	336,526
投資その他の資産	352,400	資本準備金	336,526
関係会社株式	3,455	利益剰余金	364,884
長期貸付金	4,876	その他利益剰余金	364,884
長期前払費用	1,821	特別償却準備金	1,208
繰延税金資産	4,327	繰越利益剰余金	363,675
差入保証金	167,171	自己株式	△36
その他	175,624	評価・換算差額等	△655
貸倒引当金	△4,876	繰延ヘッジ損益	△655
資産合計	4,119,542	純資産合計	1,127,245
		負債純資産合計	4,119,542

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		24,221,943
売上原価		21,070,314
売上総利益		3,151,628
販売費及び一般管理費		3,082,200
営業利益		69,428
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	4	
受取補償金	1,910	
助成金収入	500	
受取手数料	864	
その他	619	3,923
営業外費用		
支払利息	600	
支払保証料	2,475	
為替差損	539	
株式交付費	4,021	
支払手数料	7,862	
その他	505	16,005
経常利益		57,346
特別損失		
減損損失	4,540	4,540
税引前当期純利益		52,805
法人税、住民税及び事業税	41,713	
法人税等調整額	△21,011	20,702
当期純利益		32,103

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本等変動計算書							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
平成29年4月1日残高	90,000	—	—	2,539	330,241	332,780	—	422,780
事業年度中の変動額								
新株の発行	336,526	336,526	336,526	—	—	—	—	673,052
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△1,330	1,330	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	32,103	32,103	—	32,103
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△36	△36
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	336,526	336,526	336,526	△1,330	33,434	32,103	△36	705,119
平成30年3月31日残高	426,526	336,526	336,526	1,208	363,675	364,884	△36	1,127,901

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	△11,345	△11,345	411,435
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	673,052
特別償却準備金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	32,103
自己株式の取得	—	—	△36
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	10,689	10,689	10,689
事業年度中の変動額合計	10,689	10,689	715,808
平成30年3月31日残高	△655	△655	1,127,245

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社施工房
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社施工房の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社施工房及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社施工房
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藤勇 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社施工房の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月29日

株式会社 施工房 監査役会

常勤社外監査役

社外監査役

社外監査役

菊池直俊 ㊟

川合弘毅 ㊟

志村直子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役8名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任および新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** たか やま やす ひと
高 山 泰 仁 (昭和44年10月30日生) 再 任

候補者の有する当社の株式数

2,547,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成2年4月 株式会社グローバル航空入社
平成6年4月 当社入社
平成8年5月 当社代表取締役
平成26年11月 学校法人恭敬学園 理事 (現任)
平成27年6月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)

候補者番号 **2** あめ みや こう すけ
雨 宮 孝 介 (昭和28年12月31日生) 再 任

候補者の有する当社の株式数

14,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年11月 株式会社グローバルトラベルサービス入社
平成5年11月 株式会社マップインターナショナル入社
平成18年10月 当社入社
平成19年6月 当社取締役
平成29年7月 当社取締役執行役員法人営業本部長
平成30年4月 当社取締役執行役員第2法人営業本部長 (現任)

候補者番号

3

かど の えつ こ
葛野悦子

(昭和49年9月16日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

40,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成8年6月 日本生命保険相互会社入社
 平成11年4月 大和生命保険相互会社入社
 平成12年3月 当社入社
 平成24年10月 当社統括マネージャ営業第2部大阪支店支店長
 平成25年4月 当社執行役員
 平成27年6月 当社取締役
 平成29年10月 当社取締役執行役員レジャー統括本部長（現任）

候補者番号

4

まえ だ のぶ ひこ
前田宣彦

(昭和51年12月21日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

36,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成11年4月 伊藤忠商事株式会社入社
 平成15年6月 楽天株式会社入社
 平成18年5月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
 平成24年11月 野村信託銀行株式会社入行
 平成26年9月 株式会社イノーバ入社
 平成27年3月 ランサーズ株式会社入社
 平成28年1月 当社入社
 平成28年2月 当社取締役執行役員コーポレート本部長（現任）

候補者番号

5

と だ あきら
戸田輝

(昭和50年5月28日生)

再任

社外

候補者の有する当社の株式数

40,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成10年4月 伊藤忠商事株式会社入社
 平成18年9月 ボストンコンサルティンググループ入社
 平成20年7月 株式会社グロービス入社
 平成23年4月 株式会社ヴィアッジオ 代表取締役社長（現任）
 平成27年6月 当社取締役（現任）

候補者番号 **6** なか お りゅう いち ろう (昭和39年5月15日生) 再任 社外
独立

候補者の有する当社の株式数 **0株** 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成元年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
 平成15年4月 同社 事業統括室エグゼクティブマネジャー
 平成16年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ マーケティング
 ファンクション・ユニット長
 平成18年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）事業
 統括室カンパニー パートナー
 平成19年4月 同社 すまいカンパニー執行役員
 平成25年4月 株式会社リクルートテクノロジーズ 代表取締役社長
 平成28年4月 株式会社リクルートホールディングス リクルートHR研究機構 室長
 平成29年4月 同社 リクルートワークス研究所副所長
 平成29年6月 当社取締役（現任）
 平成30年4月 株式会社FIXER 執行役員副社長（現任）

候補者番号 **7** きく ち なお とし (昭和57年12月31日生) 新任

候補者の有する当社の株式数 **14,400株** 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成17年12月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
 平成23年7月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現 デロイトトーマツコ
 ンサルティング合同会社）入社
 平成28年1月 菊池公認会計士事務所代表（現任）
 平成28年5月 当社常勤監査役（現任）
 平成29年7月 株式会社Doktor 社外監査役（現任）

候補者番号 **8** うしお だ かず のり (昭和57年3月11日生) 新任

候補者の有する当社の株式数 **9,000株** 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成16年4月 バブ日立ソフト株式会社（現 株式会社日立インフォメーションエンジ
 ニアリング）入社
 平成25年4月 当社入社
 平成26年4月 当社統括マネージャ内部監査室室長
 平成28年1月 当社執行役員内部監査室室長（現任）

-
- (注) 1. 取締役候補者高山泰仁氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 戸田輝氏及び中尾隆一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は中尾隆一郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社と戸田輝氏及び中尾隆一郎氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第423条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 戸田輝氏は、経営コンサルタントとしての専門的な知識と幅広い業務経験から当社経営に対する助言及び意見を求めるべく、社外取締役として選任するものであります。
6. 中尾隆一郎氏は、これまで経営幹部や代表取締役社長等を歴任されており、また、主にシステム部門及びミドルマネジメント層の組織活性化・人材育成について専門的な知識と幅広い業務経験を有することから、その豊富な知識・経験に基づく当社経営に対する監督と意見を期待して、社外取締役として選任するものであります。
7. 中尾隆一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結時をもって1年であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役菊池直俊氏は、本総会終結のときをもって監査役を辞任のうえで、新たに当社の取締役として選任をお願いしております。そのため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、山崎暢久氏は菊池直俊氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

やま ざき のぶ ひさ
山 崎 暢 久

(昭和29年1月30日生)

新任	社外
独立	

候補者の有する当社の株式数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

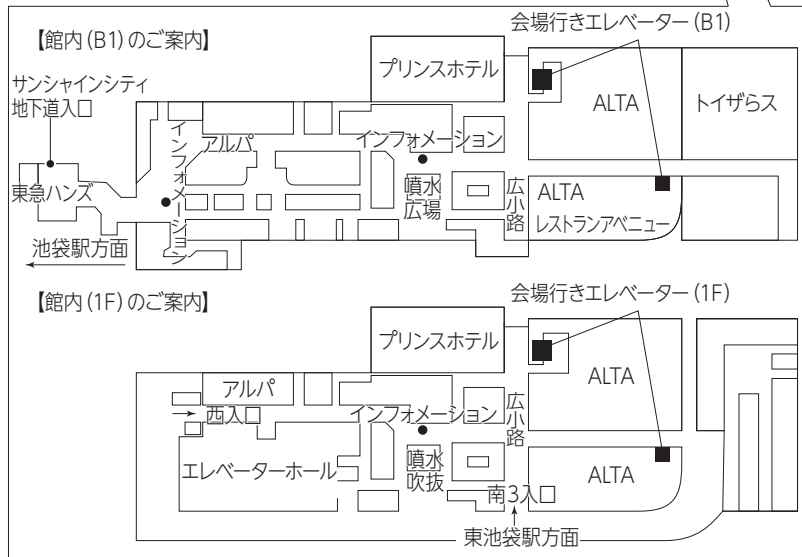
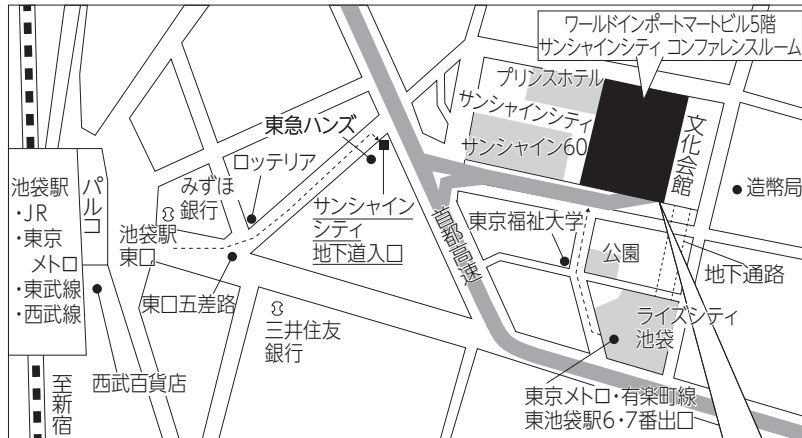
昭和51年 4月 協和発酵工業株式会社（現 協和発酵キリン株式会社）入社
 平成21年 4月 同社 執行役員
 平成21年 6月 千代田開発株式会社（現 協和キリンプラス株式会社） 監査役
 平成21年 6月 協和メデックス株式会社 監査役
 平成26年 3月 協和発酵バイオ株式会社 監査役
 平成26年 3月 協和発酵キリン株式会社 常勤監査役
 平成29年 3月 同社 特定監査役

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎暢久氏は、協和発酵キリン株式会社において要職を歴任され、法務部門の執行役員や監査役の豊富な経験を有しており、監査役として現場実査に基づく的確な監査が期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 山崎暢久氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
4. 山崎暢久氏の監査役就任が承認可決された場合は、当社は山崎暢久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

〈メモ欄〉

第24回定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
 サンシャインシティ会議室 コンファレンスルーム「Room15」

交通

J R 線 池袋駅東口より徒歩10分
 東京メトロ 有楽町線東池袋駅6、7番出口より徒歩5分
 都 電 東池袋四丁目より徒歩7分
 車 首都高速5号線ご利用の方は東池袋ランプでお降りください。
 ※ 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。